

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 18 日提出

議会運営委員会委員長

屋 良 栄 作

（提案理由）

意見交換会等の相手先及び議会に関する条例等の見直し手続きを具体的に改め、議会が市長等に資料の提供を要求する手続き及び災害時の議会機能維持について新たに規定するほか、字句を整備するため、この案を提出する。

那覇市議会基本条例の一部を改正する条例

那覇市議会基本条例(平成24年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 前文 第1章～第11章 〔略〕 第12章 <u>最高規範性と見直し手続き</u>(第31条・第32条) 付則 <u>(議会報告会及び市民との意見交換)</u> 第9条 <u>議会は、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会を毎年、開催するものとする。</u> 2 <u>議会は、前項の議会報告会のほか、市民の多様な意見を的確に把握するための意見交換の場を設けるものとする。</u> (請願及び陳情) 第10条 〔略〕 2 <u>議会は、請願者又は陳情者の求めに応じて、請願者又は陳情者が意見陳述等を行う場を設けるよう努めるものとする。</u>	目次 前文 第1章～第11章 〔略〕 第12章 <u>持続可能な議会運営</u>(第31条・第32条) 付則 <u>(意見を広聴する機会等)</u> 第9条 <u>議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案につなげるため、次に掲げるものから意見を広聴する機会を毎年、設けるものとする。</u> (1) <u>自治会その他の地域住民が組織する団体</u> (2) <u>市内で事業活動を行う法人その他の団体</u> (3) <u>市の施策を実施する団体</u> (4) <u>市における協働によるまちづくりを推進している団体</u> (5) <u>前各号に掲げる団体のほか、議会が必要と認めるもの</u> 2 <u>前項の意見を広聴する機会においては、議会で行われた議案等の審議の経過、結果等を必要に応じ市民に報告するものとする。</u> (請願及び陳情) 第10条 〔略〕 2 <u>議会は、請願者又は陳情者がその趣旨を説明する機会を設けるよう努めるものとする。</u> <u>(資料の提供要求)</u> 第13条の2 <u>議会は、本会議及び委員会における議論の参考とするほか、本市の政策及び事務に係る調査のため、市長等に対し、別に定める様式により文書で資料の</u>

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第14条 [略]

(議決事件の追加)

第15条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。

(1)～(2) [略]

提供を求めることができるものとする。
この場合において、提供を要求する資料の範囲は、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の公文書から非公開情報を除いたものとする。

2 市長等は、前項の規定による資料の提供を求められたときは、文書を受領した日の翌日から起算して14日(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日の日数は、算入しない。)以内に資料を提供するものとする。ただし、公文書の不存在その他の理由により資料の提供ができない場合は、市長等は速やかにその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

4 第1項の規定により要求する資料の内容及び前項の規定により提供する資料の内容が、那覇市ホームページ等により公開されている等、市長等が速やかに回答できる場合は、文書によらないことができる。

(予算及び決算における政策説明資料等)

第14条 [略]

2 決算の審議において提出された政策説明資料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類とみなす。

(議決事件の追加)

第15条 議会は、議決機関としての機能強化と市政全般にわたる重要な計画等について市長等と共に市民に対する責任を担う観点から、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、次に掲げるものを議決事件として追加する。

(1)～(2) [略]

<u>第12章 最高規範性で見直し手続き</u> <u>(最高規範性)</u> <u>第31条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。</u> <u>2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</u> <u>(見直し手続き)</u> <u>第32条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。</u> <u>2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</u>	<u>第12章 持続可能な議会運営</u> <u>(災害時の機能維持)</u> <u>第31条 議会は、災害時においても、別に定めるところにより、議会機能を的確に維持しなければならない。</u> <u>(たゆまない議会改革)</u> <u>第32条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的を達成するため、検証及び改善するものとする。</u> <u>2 前項の規定による検証は、那覇市議会各派代表者会議において毎年行うものとする。ただし、速やかな検討が必要な事案が生じた場合は、随時、検証するものとする。</u> <u>3 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。